

東京都林業研究グループ連絡協議会規約

| | | |
|-------|--------|------|
| 昭和52年 | 4月12日 | 施行 |
| 昭和58年 | 6月3日 | 一部改正 |
| 昭和60年 | 6月25日 | 一部改正 |
| 昭和63年 | 6月9日 | 一部改正 |
| 平成3年 | 5月20日 | 一部改正 |
| 平成4年 | 5月14日 | 一部改正 |
| 平成5年 | 5月14日 | 一部改正 |
| 平成8年 | 6月15日 | 一部改正 |
| 平成10年 | 6月12日 | 一部改正 |
| 平成13年 | 6月2日 | 一部改正 |
| 平成21年 | 5月30日 | 一部改正 |
| 平成29年 | 6月3日 | 一部改正 |
| 平成29年 | 10月17日 | 一部改正 |

【名称および所在地】

第1条 本会は東京都林業研究グループ連絡協議会（略称「都林研」）と称し、一般社団法人東京都森林協会（所在地：東京都西多摩郡日の出町大久野 7852）の中におく。

【目的】

第2条 本会は会員相互の連絡調整をはかり、自主的なグループ活動を促進し、林業技術、林業経営の研究改善によって、林家経済の向上に貢献するとともに、森林の効用や木材の大切さを都民に普及啓発し、森林、林業についての正しい理解を得るために活動することを目的とする。

【地区】

第3条 本会の地区は東京都の全域とする。

【事業】

第4条 本会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 全国林業研究グループ連絡協議会への協力
- 2 林業技術、林業経営、木材の利用開発の共同研究
- 3 講習会、講演会及び研究討論会の開催
- 4 各種のイベント参加等による森林、林業についての普及啓発活動
- 5 会誌の発行
- 6 その他目的達成に必要な事項

【規程】

第5条 この規定で定めるもののほか、必要な事項は規定で定める。

【会員】

第6条 本会の会員は森林、林業に興味をもつグループで、本会の趣旨に賛同する団体をもって会員とする。

【加入】

第7条 本会に加入するときは、理事会の承認を得て加入するものとする。

【脱退】

第8条 会員はあらかじめ本会に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

【役員】

第9条 本会は次の役員をおく。

- 1 会長 1名、
- 2 副会長 若干名
- 3 理事 各団体より若干名
- 4 会計 2名
- 5 監事 2名

【役員を選任】

第10条 役員を選任は次のとおりとし、総会の承認を得るものとする。

- 1 会長は各団体の代表者から選任する。
- 2 副会長は本会の会長以外で各団体の代表者とする。
- 3 理事は各団体が推薦した者とする。
- 4 会計は理事の中から理事会において選任する。
- 5 監事は理事以外から理事会において選任する。

【役員の任期】

第11条 役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

【役員の職務】

第12条 役員の職務は次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し会務を統轄する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長が事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従いその職務を代理し又は代行する。
- 3 理事は会長、副会長を補佐し、本会の業務執行に協力する。
- 4 会計は本会の経理を行う。
- 5 監事は本会の会計を監査し、総会において監査報告を行う。

【顧問及び相談役】

第13条 本会に相談役を置くことができる。相談役は本会に功労のある者のうちから理事会の議決を得て会長が委嘱する。

【会議】

第14条 本会の会議は総会、理事会とする。

【総会】

第 15 条 総会は通常総会及び臨時総会とし、通常総会は毎事業年度終了後概ね 2 ヶ月以内に、臨時総会は必要があるときはいつでも理事会の議決を得て、会長が招集する。

【総会の議決権】

第 16 条 総会の議事は総会出席者の過半数で決するものとする。

【総会の議長】

第 17 条 総会の議長は総会ごとに出席した会員のうちから選任する。

【総会の議決事項】

第 18 条 総会において次の事項を議決する。

- 1 事業報告及び収支決算書の承認
- 2 事業計画及び収支予算案の決定
- 3 役員承認
- 4 規約の変更
- 5 その他理事会において必要と認めた事項

【理事会】

第 19 条 理事会は会長が招集する。なお理事会の構成員は会長、副会長、理事、監事とする。

【理事会の議決権】

第 20 条 理事会の議事は出席した会長、副会長および理事の過半数で決するものとする。

【理事会の議決事項】

第 21 条 理事会において次の事項を議決する。

- 1 総会の招集及び総会に附すべき事項
- 2 会長、副会長、会計及び監事の推薦に関する事項
- 3 本会の実施する事業についての企画に関する事項
- 4 規程の制定及び改廃に関する事項
- 5 その他会長が必要と認めた事項

【理事会の議長】

第 22 条 理事会においては、会長がその議長となる。

【委員会】

第 23 条 本会はその事業の執行に関し、理事会の諮問機関として委員会を置くことができる。

委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、規程で定める。

【経費】

第 24 条 本会の経費は会費、事業収入、寄附金、助成金及びその他の収入をもって当てる。

【会費】

第 25 条 本会の会費は1団体年額 20,000 円とし、変更するときは総会において承認を得るものとする。

【予算及び決算】

第 26 条 予算は毎事業年度理事会で作成し、総会の承認を得るものとし、決算は監事の意見書を附して総会に提出する。

【事業年度】

第 27 条 本会の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日とする。

【旅費の支給】

第 28 条 本会の代表として諸行事に参加するときの旅費の補助額は、最高限度額を1行事当たり 100,000 円（上限2名、一人当たり 50,000 円）以内とする。

【設立年月日】

第 29 条 本会の設立年月日は、昭和 42 年 5 月 10 日とする。

付 則 この規程は平成 29 年 10 月 17 日より施行する。